

三人三刺は素欠七割計算トシ積立金は継続不  
 労働者三三六人中此の連綿年一七帯ラモラトラバムルニト 兼 記  
 大現生四千束、後計ノモ、六月二五月迄ヲ終ルニト  
 一、中川政隆名ヲトラソク部ヲトシ、柳井ニシテト  
 二、茶屋名ノ終年ハ三十束ニ終ルニト  
 三、トラソク部解散絶対及對  
 三、誠實絶對及對  
 出、退職手考ラニケ月分以上支給スルニト  
 一、解雇者ハ六月分以上ノ終年ヲ支給スルニト助年場令ハ三十束以上  
 三、(ハ)傷、溢、辱、代、ハ主人側ニシテ手取ヲ負擔シ若シ此等ヲ休ム共終年、  
 外ニ河津、影、終、年、及、サ、又、コト  
 五、(ハ)等、科、金、ニ、罪、シ、テ、絶、對、ニ、責、任、持、持、ヲ、テ、カ、ル、ニ、ト  
 兼 記  
 徹 回

常務理事 芳村三三。三五號  
 労働課 昭和八年十一月一日

運

内務省 山本達雄 殿  
 社 會 局 長 官 殿

仁藤組(以留聲機内貨物積卸業)労働争議ニ関スル件

(第一報) 發生

要旨

(ハ) 大、小、形、有、限、公、司、(同) 仁、藤、組、材、料、其、他、同、業、者、之、組、合、員、四、百、三、十、六、日、解、雇、シ、テ、手、取、金、ヲ、  
 (四) 労働者之健康確保上、以留聲機内貨物積卸業ニシテ、労働者之健康確保上、

標記仁藤組労働争議發生ニ其ノ状況左記ノ通り

一、發生ノ場所 芝區新橋三丁目一番地四號

警視總監 藤沼庄平

發生十三〇 解決十二十五  
 使用労働者二三〇  
 争議参加者九〇  
 關係労働組合全労連文通部

8.11.4 1220